

医科診療報酬点数表関係（不妊治療）

【不妊治療に係る検査】

問 1 一般不妊治療又は生殖補助医療を実施している患者に対して、不妊治療に係る妊娠判定のため、妊娠反応検査（尿中・血中 HCG 検査）を実施した場合、当該検査に係る費用は、保険診療として請求可能か。

（答）一般不妊治療又は生殖補助医療を実施している患者に対して、医師の医学的判断により、通常妊娠経過を確認するために、当該検査を実施した場合、一連の診療過程につき、1 回に限り算定可能。